主役はわたしたち！

みんなで進める

きょうどうのまちづくり

～江別市自治基本条例～

江別市

自治基本条例って何だろう？

「自治基本条例」とは、江別市民を主役としたまちづくり（市民自治）を進めるうえで基本となる江別市独自のルールです。

江別のまちづくりを進めるための基本的な考え方や、「江別市民」「江別市議会」「江別市役所」の役割、まちづくりに向けた市の取組などが示されています。

どうして条例が必要なの？

近年、まちづくりは、地域に暮らす人たちが自ら考え、行動し、地域の課題に取り組むことが求められるようになってきました。

また、江別市民のニーズも多様化し、今まで以上に情報発信や市民対応にスピード感を求められるようになり、もはや市役所だけで対応することが難しい状況となりつつあります。

そこで、まちのことを一番知っている江別市民のみなさんにも協力してもらい、みんなで進めるまちづくりの基本的なあり方や、「江別市民」「江別市議会」「江別市役所」それぞれの役割を明らかにするなど、協働によるまちづくりを進めていくためのルール（条例）が必要となりました。

条例があると何が変わるの？ なかったらどうなるの？

自治基本条例により、わたしたちの暮らしが大きく変わることはありません。

しかし、まちづくり情報の共有、市政への参加、協働などのルールをあらかじめ決めておくことで、江別市民のみなさんの声をよりいっそう市政に反映させやすくなり、将来の江別市をより住みやすく、より魅力的なまちに近づけることができます。

また、この条例があるかぎり、たとえ江別市の方針が変わったとしても、市民参加・協働などの江別市民の権利は保証されます。もし条例がなかったら、江別市民を主役としたまちづくりが続けられなくなるかもしれません。

わたしたちが主役ってどういうこと？

自治基本条例は、市民一人ひとりが主役であると明言し、市民を中心としたまちづくりの実現を目的としています。

そのためには、市役所だけではなく、江別市民一人ひとりが、まちづくりや地域の課題解決について、行動することが求められます。

条例には何が書いてあるの？

市民を主役としたまちづくり（市民自治）の中心となる考え（基本理念）と守らなければならないルール（基本原則）を決め、それに基づいた、「市民」「市議会」「市役所」の役割を定めています。

市民自治の中心となる考え

市民を中心としたまちづくりの実現

守らなければならないルール

情報共有

まちづくりを進めるには、市と市民がお互いに情報を出し合い共有する必要があります

市民参加・協働

まちづくりの主役は市民です。
市や市議会だけでなく、市民の意見を市政に取り入れ、それぞれの得意分野を生かしたまちづくりを進めていきます

信託と責任

市民は市を信頼し、市はそれに応えて市政運営や情報提供を行います

市民、市議会、市（行政）の役割

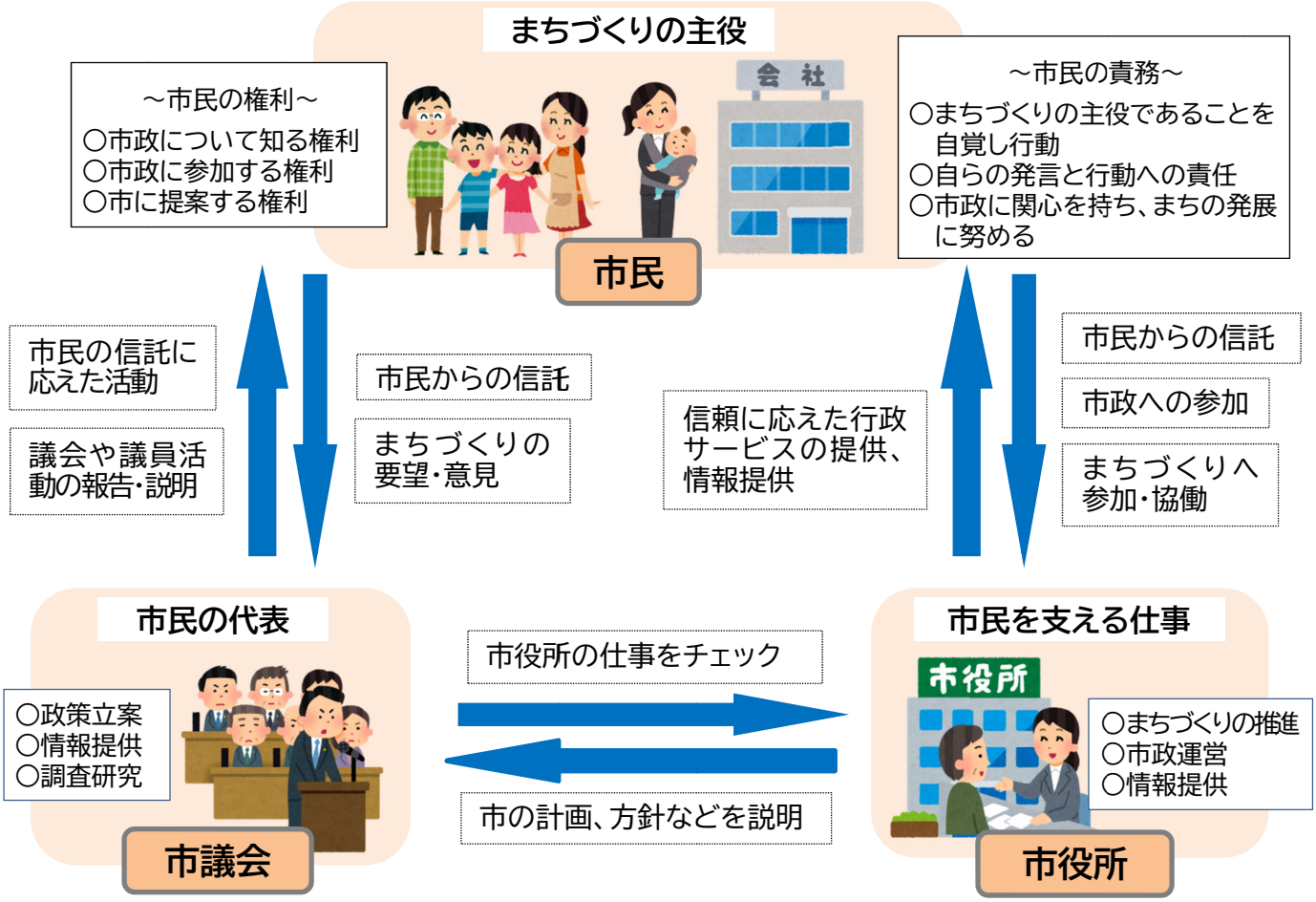

わたしたち江別市民は、何をすればいいの？

市民は市政に対し、知る権利、参加する権利、提案する権利があります。

一方、権利だけではなく、市民は、ほかの市民、市議会、市役所と協力してまちづくりに参加するよう努力しなければなりません。

つまり、わたしたち江別市民は、積極的にまちづくりに参加し、関わっていくことが求められています。

市民参加

みんなの意見や考えを伝えてみよう！

市の基本的なことを決めたり、大規模な公共施設を建てる計画を作るなど、わたしたちの暮らしに大きな影響がある場合には、次のような方法で、必ず市民の意見を聞くことになっています。

○審議会や委員会（附属機関等）などで意見を聞く
○意見公募（パブリックコメント）の実施
○市民説明会の開催
○ワークショップの開催
○アンケート調査の実施　　など

参加方法は、市のホームページや広報えべつでお知らせしています。

委員会の様子

ワークショップの様子

子育て支援活動

自治会の花壇づくり

夏祭りに参加する大学生

市民協働

みんなで一緒によりよいまちづくり！

「きょうどう（協働）」とは、市民や市がお互いの立場と役割を理解し合いながら、地域の課題など解決するために協力することです。

合言葉は“普段の生活にプラス1”

難しく考えず、まずは身近にある協働を探してみましょう。

広報えべつでは、毎月「きょうどう（協働）」を紹介しています。

発行　江別市生活環境部市民生活課市民協働担当
住所　〒067-8674　江別市高砂町6番地
電話　011-381-1124　FAX　011-381-1070

市のホームページで条例の全文と解説書をご覧いただけます。